

邑南町森林整備計画書

計画期間

自	令和7年4月1日
至	令和17年3月31日

島根県 邑智郡

邑南町

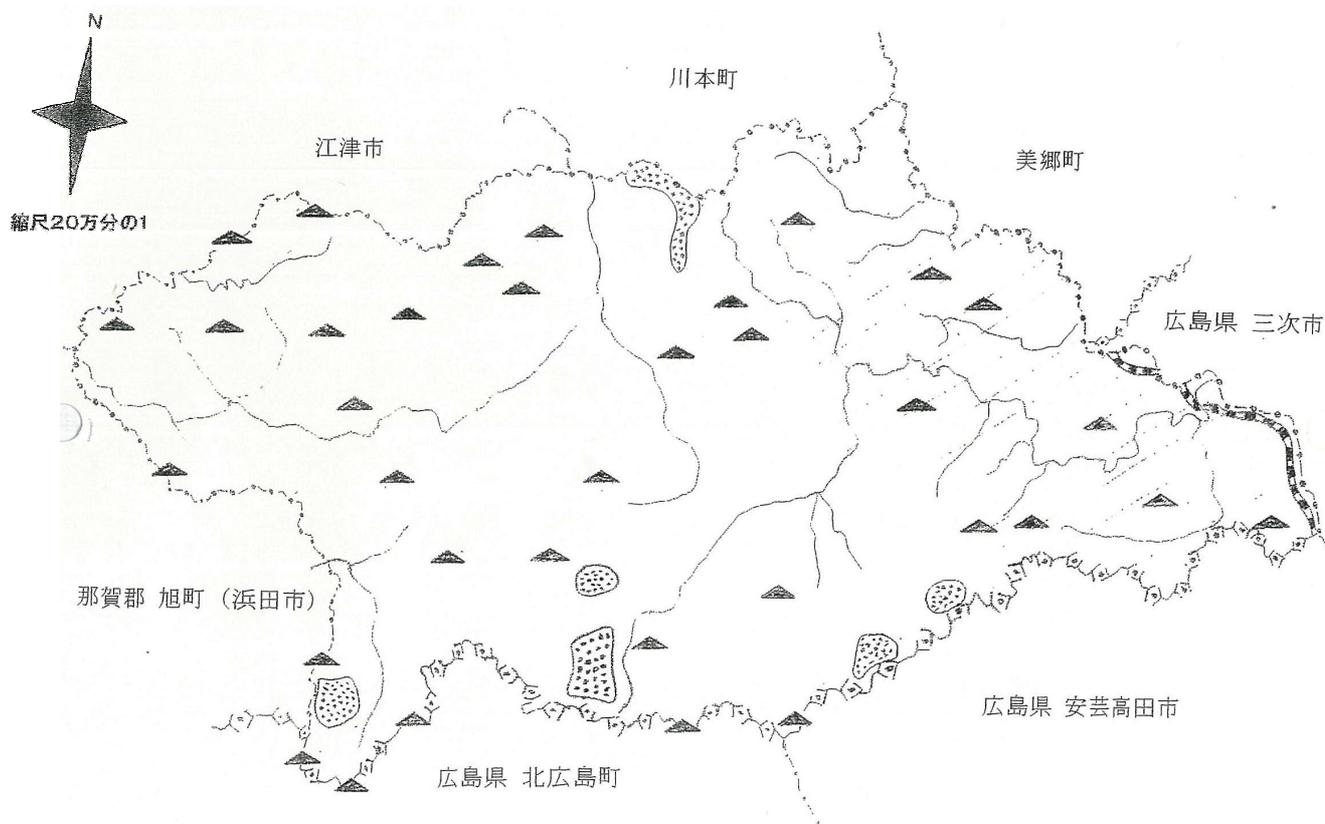
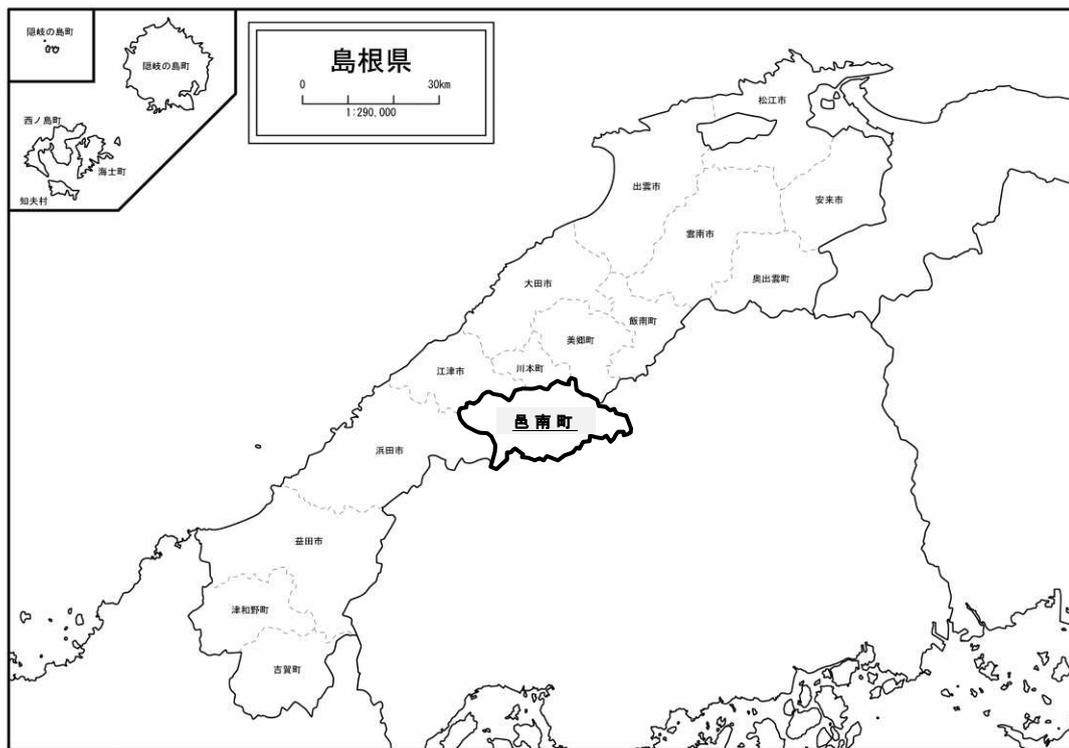
目 次

I 邑南町の森林資源	
1 地形・気候	・・・ 1
2 森林資源	・・・ 1
3 森林の所有形態等	・・・ 2
II 森林整備・木材生産の基本方針	
1 島根県の森林整備・木材生産の基本方針	・・・ 3
2 邑南町の森林整備・木材生産の基本方針	・・・ 4
III 森林・林業・木材産業を取り巻く課題と振興策	
1 集約化の推進による持続的森林経営の確立に向けた取組	・・・ 5
2 主伐の促進と伐採跡地の確実な更新及び間伐の推進	・・・ 6
3 林業生産基盤の整備	・・・ 7
4 技術者の養成・人材の確保・林業事業体の育成	・・・ 9
5 地域産材の供給体制強化と需要拡大	・・・ 10
6 その他の事項	・・・ 11
IV 森林計画制度の運用上定める事項	
1 森林機能に応じた機能別森林に関する事項	・・・ 13
2 間伐の推進に関する事項	・・・ 15
3 伐採の中止又は造林の命令に関する事項	・・・ 15
4 森林経営計画の作成に関する事項	・・・ 15
5 その他	・・・ 17
V 森林整備・木材生産を行う際の技術的基準・指針等	
第1 森林の立木竹の伐採に関する事項	・・・ 18
1 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針	・・・ 18
2 立木の標準伐期齢に関する指針	・・・ 18
3 皆伐後の更新に関する指針	・・・ 19
第2 造林に関する事項	・・・ 19
1 人工造林に関する指針	・・・ 19
2 天然更新に関する指針	・・・ 21
第3 間伐及び保育に関する事項	・・・ 22
1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	・・・ 22
2 保育の標準的な方法に関する指針	・・・ 23
第4 早生樹に関する事項	・・・ 25
1 代表的な早生樹の施業モデル	・・・ 25
第5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	・・・ 27
1 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方	・・・ 27
2 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準 及び作業システムの基本的考え方	・・・ 27
3 路網の規格・構造についての基本的考え方	・・・ 27
4 林産物の搬出方法等	・・・ 27
第6 林野火災の予防の方法及び火入れに関する事項	・・・ 28
1 林野火災の予防方法に関する事項	・・・ 28
2 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	・・・ 28
第7 森林の土地の保全に関する事項	・・・ 28
1 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	・・・ 28

- 2 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法 . . . 28
- 3 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項 . . . 28

VI その他必要な事項
参考資料・付属資料 . . . 28

位置図



凡		例	
山 岳	▲	森林計画区界	— · — · — · — · —
河 川	~~~~~	民 有 林	▨▨▨▨▨▨
県 境	— ◁ ▷ — ◁ ▷ —	国 有 林	▨▨▨▨▨▨
町 境	— · — · — · — · —	鉄 道	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■

I 邑南町の森林資源

1. 地形・気候

邑南町は、島根県中南部の東経132度31分から71分、北緯34度77分から96分に位置し、西側は浜田市、北側は江津市・川本町・美郷町、南側は広島県安芸高田市・北広島町、東側は広島県三次市に囲まれた面積419.2k㎡の広大な地域です。標高は100～600mで、一部に中国山地の1,000m級の急峻な地形も分布しているものの、中山間地域に代表的な盆地の多い地形となっています。東部広島県境には、中国地方最大の河川である江の川が北流し、出羽川、濁川等江の川に流入する多くの支流により浸食された地形が優れた景観を形成する一方、時には洪水や土砂災害等の被害が発生しており治水・治山に努めてきました。気候は日本海性気候に属し、山地性の気候で夏に雨が多く昼夜の温度差は大きく、夏から秋にかけては台風の影響を受け、冬季は降雪により降水量が増えるなどの特徴があります。



2. 森林資源

総面積のうち森林面積は令和5年度末現在36,253haで、林野比率は86.5%となっています。

所有形態別内訳は、国有林が1,114ha(3.1%)、民有林が35,139ha(96.9%)であり、森林の管理は民有林が中心です。昭和30年代から、公団造林、県公社造林、町行造林などの造林事業に積極的に取り組んできたことから、人工林は14,941ha、人工林率は43%に達しています。

人工林はヒノキ8,042ha(54%)、スギ4,235ha(28%)、アカマツ2,604ha(17%)で、伐期適齢期をむかえた9齢級以上のヒノキ・スギが7割以上を占めており、循環型林業の実践に向けた事業の推進を図っていく必要があります。

(単位：ha)

総土地面積 ①	森 林 面 積							総数 ②	林 野 比 率 ②/① ×100
	国有林	民有林					民有林 面積計		
		町 行	県 行 県公社	総 研	共 有 その他	個 人			
41,929	1,114	1,386	1,908	4,816	3,200	23,829	35,139	36,253	86.5%

(単位：ha)

人工林のヒノキ・スギの齢級別面積と当該齢級以下の構成率									
	1・2 齢級	3・4 齢級	5 齢級	6 齢級	7 齢級	8 齢級	9・10 齢級	11～ 齢級	合計
ヒノキ	200	524	233	445	769	993	2,895	1,983	8,042
	2%	9%	12%	17%	27%	39%	75%	100%	
スギ	13	6	3	32	114	188	1,111	2,768	4,235
	0%	0%	1%	1%	4%	8%	35%	100%	

(出典：島根県農林水産部森林整備課 令和5年度末現在 森林資源関係資料)

3. 森林の所有形態等

森林林業の担い手を取り巻く状況については、昭和30年代以降の産業構造の変化による第1次産業の衰退と過疎化により、森林所有者の「高年齢化」や「不在地化」・「世代交代」が進んだことに加え木材価格の低迷が続いていることにより、所有者の森林管理意識の低下や投資意欲の減退などの山離れを引き起こしています。また、林家の多くは経営規模が5ha未満の零細所有者であり、さらに小規模分散していることから生産性も低く林業のみで生計を維持することは困難な状態です。

施業の主要な担い手である林業事業体の経営環境は、木材価格の低迷に加え、経営の受委託や施業共同化が進まず事業地や路網が分断されている状況から、依然として高コスト体質が改善できず厳しい状況が続いています。

一方で、「ナラ枯れ」等の森林病虫害被害や「シカ」等の鳥獣被害に対する拡大防止の取り組み、木質バイオマス活用等の取り組み等、住民参加型の取り組みはイベント的ではあるものの徐々に広がりつつあります。

(単位：戸)

保有山林面積規模別経営体数							
1～3ha未満	3～5ha未満	5～10ha未満	10～20ha未満	20～30ha未満	30～50ha未満	50ha以上	総数
0	42	71	65	24	11	18	233

過去5年間に保有山林で林業作業を行った実経営体数					
81	植林	下刈り等	間伐		主伐
			切捨間伐	利用間伐	
	20	40	38	19	20
販売なし	過去1年間に林産物の販売を行った経営体数				
209	実経営体数	用材		ほだ木原木	特用林産物
		立木	素材		
	24	18	6	-	-

(出典：2020 農林業センサス)

II 森林整備・木材生産の基本方針

1 島根県の森林整備・木材生産の基本方針

島根県が地域森林計画において定める基本方針は以下のとおりです。

島根県が目指す森林と木材の循環利用が可能なシステムを構築するために、独自の「森林経営」と「森林管理」の手法を推進します。

森林経営・管理手法は、森林の公益的機能を発揮させつつ、木材供給源として活用する「積極的な森林経営」と、継続的な公益的機能の発揮を重視する「コストを抑えた森林管理」の2手法とします。

手法の選択にあたっては、基幹的な道路からの距離や樹木の生長状態等を考慮し、森林経営に適した森林では積極的な木材生産を、経営が容易でない森林では、コストを抑えた森林管理を行います。

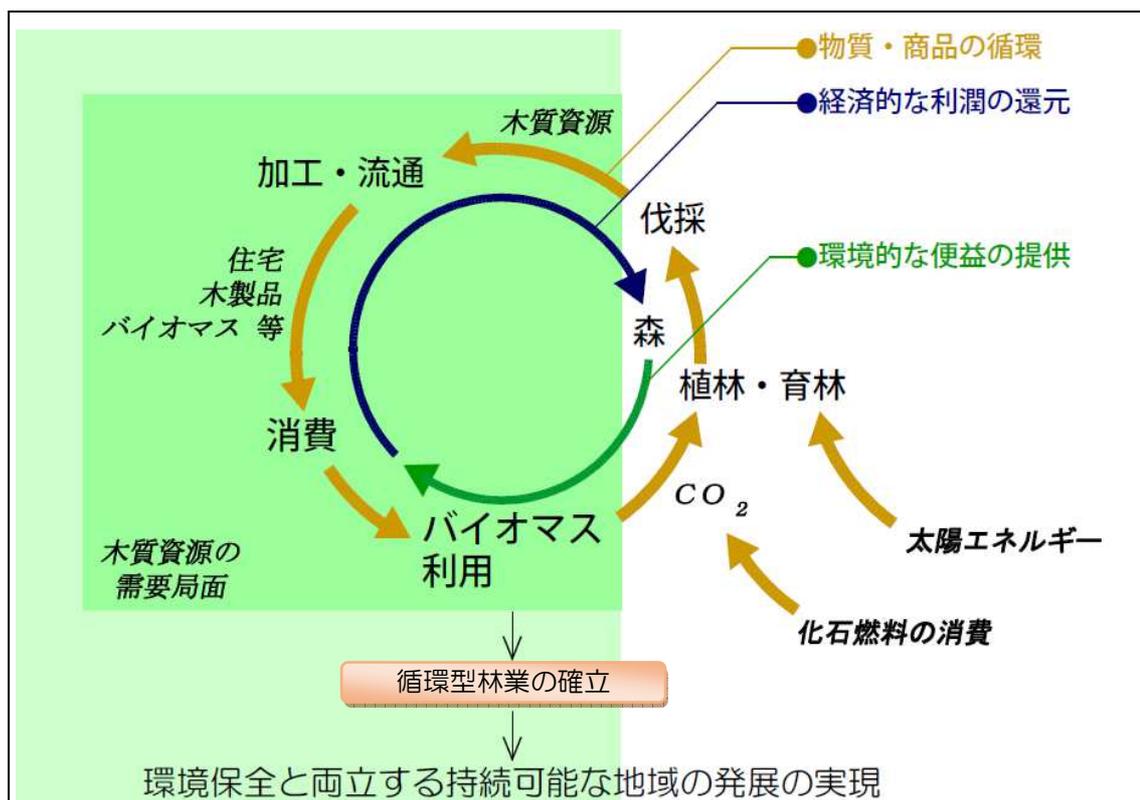
この経営・管理手法による適正な森林管理が行われることにより、木を伐って、使って、植えて、育てるという「林業の循環システム」が構築され、あわせて公益的機能の維持が可能になります。

- 「積極的な森林経営」の考え方

利用目的に応じて最も効率的な林齢での伐採努め、伐採後更新は将来途に応じた樹種構成、林分配置及び再生手法を採用し、木材産を目的とした林型を目指します。

- 「コストを抑えた森林管理」の考え方

森林の持つ公益的機能に期待し、機能維持に必要な最小限の施業を行うもとし多様な森林へ誘導します。



2 邑南町の森林整備・木材生産の基本方針

本町では、これまで実施してきた造林事業の成果を十分に活かすために、県及び造林事業の費用負担者、木材生産の中核的林業経営体である邑智郡森林組合等と連携しつつ、主伐の促進及び伐採跡地の確実な更新、間伐の推進等森林整備や保育事業に関連する予算確保と「森林経営」・「森林管理」の手法選択による効率的な森林整備をすすめるとともに、森林・林業・木材産業を一体的に捉え地域産業として育成していきます。

森林施業の合理化については、林地台帳等を活用し森林所有者の多様なニーズに適切に対応しつつ、「森林経営」の基盤である意欲のある林業事業者への施業・経営の集約化を進める必要があります。その上で、団地化による路網整備の集中、本町森林に最適な搬出システムの確立、労働力確保・技能の向上等の経営の効率化を進め、安定的な木材供給体制を整えていきます。さらには異業種参入や事業所間連携をすすめ、森林・林業・木材産業全体の活性化を図る必要があります。

また、主伐の促進と伐採跡地の確実な更新を行うため「伐採者と造林者の連携による伐採と再造林等のガイドライン」及び「新たな再造林の手引き」により、伐採前から伐採者と造林者の連携による、低密度植栽の導入や伐採と植栽を同時期に行う一貫作業システムの導入を積極的に推進し、更新（再造林）の低コスト化を進めます。

さらに、花粉発生源対策については、今後全国的に取組みが展開されることから、県と連携して体制整備等を進めるほか、現地調査の省力化や路網整備の効率化等に向けて、航空レーザー測量等のリモートセンシングによる高精度な森林資源情報や詳細な地形情報の整備を進めます。

一方、山林の持つ多面的な機能の維持には、自治会などの地域力の活用も不可欠です。島根県の「みーもの森づくり事業」や邑南町の木育等の具体的な取り組みについて情報発信しながら、市民ボランティア等の協力を得て、担い手の多様化と新たな地域維持の仕組みづくりに取り組む必要があります。



III 森林・林業・木材産業を取り巻く課題と振興策

森林の持つ多面的機能を最大限に発揮する健全で豊かな森づくりと、森林・林業に関する産業や地域の振興を図るため、町は以下の事項について関係者との連携により推進を図っていきます。

本章（Ⅲ）の推進事項における文書表現は、次のとおりとする。

○原則として

- ・主として町が取り組む場合は 「～取り組みます。」 又は 「～します。」
- ・主として町と町民・事業者などが協同して取り組む場合は 「～を進めます。」 又は 「～推進します。」
- ・主として町民・事業者などが取り組む場合は 「～を促進します。」
- ・手法等は未定であるが取り組む場合は 「～について検討します。」

○例外として

- ・文書の末尾が「確保」「推進」など方針提示の場合は 「～を図ります。」

1 集約化の推進による持続的森林経営の確立に向けた取組

将来にわたり森林を活用するためには、事業地の確保に向けた森林所有者情報の把握が急務であり、個人情報 の 適正な管理のもと地籍情報や課税情報等の公的情報を関係者で共有することにより、森林所有者の特定や森林境界の明確化を推進します。

また、より効率的な主伐主体による原木の生産基盤とするため、まとまりのある森林資源を有する地域での施業の集約化を推進します。その際には、スギ・ヒノキ等の人工林だけでなく、天然林も含めたより大きな面的まとまりのある集約化により、最適な路網整備や高性能林業機械、オペレーター等技術者などの集中的な投下を推進します。

■現状と課題

スギ・ヒノキの人工林は成熟期を迎えており、伐採が可能な標準伐期齢以上の面積割合は約71%と高い状況にあります。長期的・効果的に木材生産を継続していくためには、森林の施業を集約し、「伐って、使って、植えて、育てる」循環型林業を推進し、森林の若返りを図る必要があります。

このためには、森林所有者の把握、森林整備への意向確認が必要となりますが、不在地主、小規模所有者、森林経営の意欲の無い所有者などから、長期間の森林経営の受託を受け、持続的な森林経営を行うことができる林業事業体の育成とそれを支援するための体制づくりが求められています。

■取組方針

○森林の経営の受委託等による森林経営の規模拡大の推進

森林所有者による適切な森林施業が行われていない地域は、森林組合等林業事業体への森林経営の受委託を促進するとともに、路網整備関係者間の合意形成を進め、森林作業道の開設を推進するなど、施業集約化による森林施業の合理化を促進します。

また、将来にわたり森林を活用するためには、事業地の確保に向けた森林所有者情報の把握が急務であり、個人情報の適正な管理のもと町が持つ地籍情報や林地台帳等の公的情報を関係者で共有することにより、森林所有者の特定や森林境界の明確化を推進します。

さらに、森林所有者の経営意欲低下などの理由により自ら森林の経営管理を行われていない場合には、町が森林の経営管理を受託し、経営に適した森林は意欲と能力のある林業経営者への森林経営の再委託、経営に適さない森林は町自ら森林管理する森林経営管理制度を推進し、経営規模の拡大を図ります。

○森林施業の共同化による集約化の推進

より効率的な主伐主体による原木の生産基盤とするため、まとまりのある森林資源を有する地域での森林経営計画による集約化を推進します。

特にスギ・ヒノキ人工林が充実するエリアを中心に、製紙・燃料用チップやきのこ類の生産資材として利用可能な広葉樹天然林や、公益的機能を損なうこと無く資源として利用可能な保安林、樹種転換可能なマツ林なども積極的に森林経営計画に取り込み集約化を推進します。

さらに、林内路網の整備や伐採適地の選定等が効率的に行われるよう県・町・林業事業者との情報共有及び航空レーザー測量等を活用した森林情報システム（森林GIS）データの更新等を積極的に進め、森林経営計画の作成を促進します。

2 主伐の促進と伐採跡地の確実な更新及び間伐の推進

スギ・ヒノキ人工林は本格的な利用期を迎えており、天然林も着実に成熟してきています。木材生産、水源涵養、^{かん}県土の保全など森林の持つ多面的機能を将来にわたって発揮させるため、主伐の促進及び伐採跡地の確実な更新を促進します。

■現状と課題

○主伐の促進と伐採跡地の確実な更新

主伐による原木生産を積極的に進めるにあたり、森林の多面的機能の発揮のため、伐採跡地の確実な更新が必要となります。

なお、平成28年5月の森林法改正（平成29年4月1日施行）により「伐採後の造林状況報告」が義務づけられました。

○苗木の安定供給

近年、主伐の増加に伴い再造林面積の拡大が見込まれる中で、伐採跡地を適正かつ確実に更新するためには優良苗木の安定供給体制整備が必要です。町内の苗木生産者は高齢化が進んでおり世代交代が必要な状況です。

■取組方針

○主伐の促進と伐採跡地の確実な更新

「伐採者と造林者の連携による伐採と再造林等のガイドライン」及び「新たな再造林の手引き」による伐採前から伐採者と造林者の連携による、低密度植栽、伐採と植栽を同時進行または連続して行う一貫作業システムの導入やコウヨウザン等の早生樹の植栽を積極的に推進し、更新（再造林）の低コスト化を進めます。

更新の確認については、Vの第2の2に定める「天然更新完了基準」に基づく運用を行っていきます。

○循環型林業拠点団地の設置

効率的な原木生産を推進するため、森林資源が充実するエリアを「循環型林業拠点団地」として設定し、団地内に木材運搬の基幹道路として必要となる林業専用道を重点的に整備していくよう進めます。

○苗木の安定供給

持続的な苗木の確保のため、苗木生産者の確保と生産技術の向上や生産規模拡大に向けた施設整備、コンテナ苗等の生産体制整備を進めます。

3 木材生産基盤の整備

成熟した森林を活かすための集約化施業や原木集荷の効率化に向けて、地形（傾斜区分）に応じた路網と高性能林業機械を活用した林業システムによる、効率的な木材生産を推進します。また、ICT 等の先端技術を活用し、さらなる原木生産コストの低減や木材流通の円滑化を図ります。

■現状と課題

○路網の整備状況

利用期に達している森林がありながら、効率的な路網が整備されていないため、伐採・搬出ができない森林が多く存在しています。

○作業システム等の整備

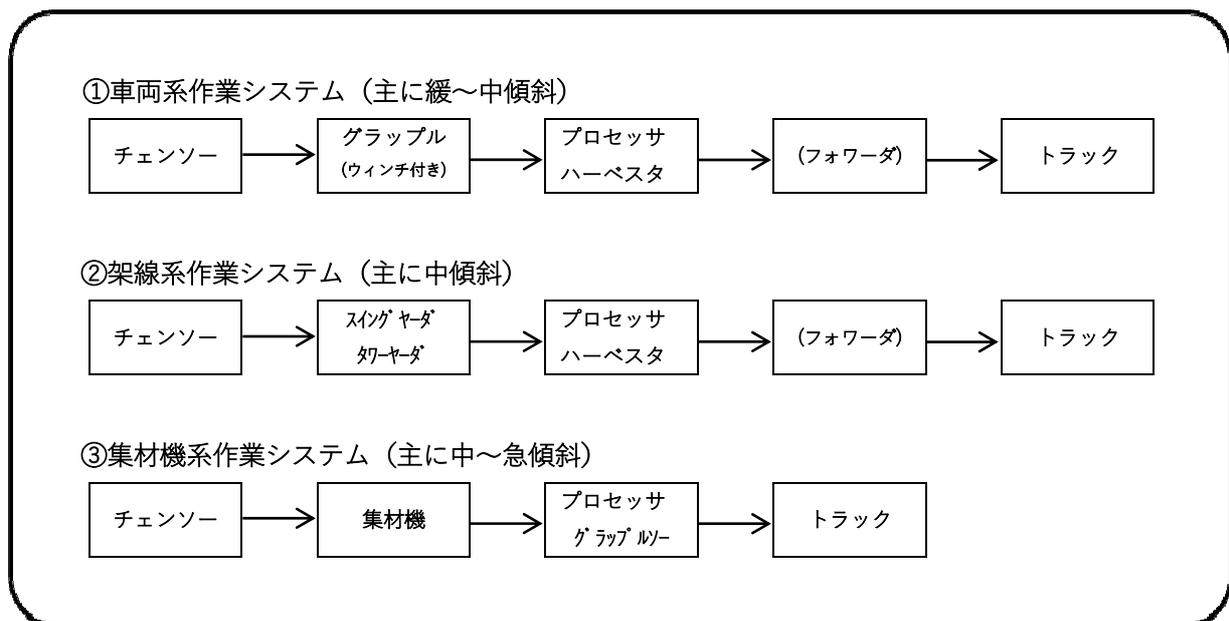
高性能林業機械の導入が進んでおり、この結果、労働生産性は少しずつ向上していますが、地域の特徴や経営条件などにきめ細かく対応した作業システムを構築する必要があります。

■取組方針

○森林経営に適した森林における路網整備の推進

「島根県林内路網整備方針」に基づき、森林の地形（傾斜区分）に応じた作業システムを定め、作業システムごとに、林内路網の種類別に目標となる路網整備水準を定め、効率的な出材の実現を目指し、林内路網の量的、空間的バランスを図りながら施業団地に適した路網配置となるよう整備を進めます。

【 島根県における主な作業システム 】



○林業専用道の整備推進

特に、比較的安価で迅速に開設でき、10t トラックの走行が可能な林業専用道の整備を、県、町、森林組合等の林業関係者が協議のうえ、強力に推進します。

○国有林との連携

国有林と隣接する森林においては集約化を推進し民国が一体となった団地化により、計画的な路網整備と相互利用による施業の低コスト化を進めることを検討します。

○基幹路網の整備計画

町で開設又は拡張すべき林道等の種類別及び箇所別の数量等については、下表のとおり設定します。

開設 拡張 別	路線名	種類	林道 専用道	延長 (m)	利用区域 面積 (ha)	前 半 5 年 の計画	国有林道と の連絡調整 の有無	備考
開設	総数 25 路線		3 路線	50,883	6,433	3 路線		
	三坂小林線	自動車道		4,749	550	○	有	
	皆井田円の板線	自動車道	○	3,000	1,462	○	無	
	戸河内線	自動車道		2,000	105		無	
	岨迫線	自動車道		3,000	62		無	
	一本木線	自動車道		3,000	139		無	
	久喜線	自動車道		1,000	207		無	
	百石線	自動車道		1,000	138		無	
	小河内大原線	自動車道		1,000	108		無	
	岩屋徳前線	自動車道	○	5,000	280	○	無	
	緩木円の板線	自動車道		2,500	84		無	
	黒坊下亀谷線	自動車道		1,000	96		無	
	安田緩木線	自動車道		2,340	50		無	
	高水生家線	自動車道		1,000	54		無	
	田の迫生家線	自動車道		2,000	142		無	
	野々谷線	自動車道		2,500	40		無	
	田ノ原荻原線	自動車道		2,400	126		無	
	荻原円の板線	自動車道		1,000	184		無	
	岩井谷野原谷線	自動車道		1,000	465		無	
	今原青笹線	自動車道		1,500	107		無	
	奥谷線	自動車道		594	73		無	
	浜井場川下線	自動車道		500	252		無	
	福原浜井場線	自動車道		1,600	195		無	
沓板大鹿山線	自動車道		500	587		無		
樋口谷線	自動車道		500	477		無		
落合田代線	自動車道	○	6,200	450		無		
拡張 (改良)	総数 11 路線		0 路線	8,361	1,425	0 路線		
	角谷線	自動車道		500	344		無	
	釜谷線	自動車道		100	45		無	
	後谷線	自動車道		100	273		無	
	木須田線	自動車道		1,000	150		無	
	下戸河内線	自動車道		250	112		無	
	松木線	自動車道		600	72		無	
	細貝線	自動車道		100	81		無	
	黒坊線	自動車道		811	136		無	
	栃谷線	自動車道		500	30		無	
	鉦奥線	自動車道		400	25		無	
	空田線	自動車道		4,000	157		無	
拡張 (舗装)	総数 11 路線		0 路線	28,832	1,707	1 路線		
	猪子山線	自動車道		1,040	235	○	無	
	本田下線	自動車道		4,336	166		無	
	戸河内線	自動車道		2,000	105		無	
	岨迫線	自動車道		3,000	62		無	
	一本木線	自動車道		4,000	139		無	

	朝原線	自動車道		2,958	180		無	
	大原山線	自動車道		2,123	127		無	
	馬場線	自動車道		2,055	130		無	
	原山線	自動車道		4,290	324		無	
	小掛谷原山線	自動車道		2,400	69		無	
	別所線	自動車道		630	170		無	

4 技術者の養成・人材の確保・林業事業体の育成

循環型林業を推進するためには、森林施業の集約化や林業生産基盤の整備とともに、それらを担う技術者の養成など人材の確保・育成を一体的に推進します。

また、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体の育成に向けて、ICT を活用した生産管理手法の導入や事業量の安定的確保、生産性の向上など事業の合理化による経営基盤や経営力の強化を一体的かつ総合的に促進します。

■現状と課題

森林所有者の高年齢化や不在地化、世代交代が進むとともに、木材価格の低迷等により所有者の森林管理意識の低下や投資意欲の減退などの山離れが進んでいます。また、林業就業者数も年々減少傾向で担い手が不足しています。その一方で森林整備に関する事業は増加しており、担い手の確保と技術者の養成の取り組みが急務となっています。

また、森林経営管理法により新たな森林管理システムの担い手として位置づけられた「意欲と能力のある林業経営者」を育成するため、林業事業体の強化を行うことが喫緊の課題です。

■取組方針

○林業事業体の強化

事業拡大と経営安定に向けた目標を掲げ、就業者の増員や高性能機械の導入などに積極的に取り組み、高い収益性を確保して、長期的に健全な林業経営を実行できる、「意欲と能力のある林業経営者」を育成します。

また、多くの林業事業体にとって、新規就業者のさらなる確保が喫緊の課題であり、町内の矢上高校や石見養護学校、近隣の高校、農林大学校とともに連携した人材の育成・確保に向けた取り組みについて検討します。

○新規就業者の確保

公共職業安定所及び、町の定住推進担当部局や森林・林業関係事業体との連携を密にし、U・J・I ターン希望者向けの就業の場の確保や就職情報提供、定住相談等を進めていくとともに、地元の高校等に対して就職説明会を実施するなど、雇用の確保に向けた取り組みを進めます。

○人材の育成と定着率の向上

小規模で分散した森林を集約化し、森林所有者に具体的な施業内容や経費等を提案・説明する森林施業プランナーの養成を進めます。また、木材生産を積極的に進めるため、林業就労者の林産技術の向上を図るとともに、高性能林業機械オペレーターの養成も進めます。林業従事者に対する技術研修の受講推進や国や県が実施する現地検討会等への参加を促すなどして林業従事者の技術向上、林業就労者の確保に資する活動の方針の策定により雇用の安定化を促進します。

併せて、林業従事者の将来不安を解消するために給与体系の月給化、年次有給休暇が取得しやすい職場環境づくり等、他産業並みの労働条件の確保に向けた取り組みについても促進します。

○担い手の多様化に向けた取り組み

農業との複合経営による自伐林家の育成等に取り組み、担い手の多様化を図ります。自伐林家のうち規模拡大意欲のある者については、地域林業の担い手へのステップアップで

きるよう検討します。

また、森林・林業に関する住民理解を深め未来の林業の担い手を育成するため、子ども達を含めた地域ぐるみの森林・林業体験などのイベント開催を促進していきます。

5 地域産材の供給体制強化と需要拡大

循環型林業を推進し、町内の林業・木材生産を成長させるため、増産された町産原木を町内の木材共販市場や製材所に安定的に出荷し、高品質・高付加価値製品に加工し、町内需要と町外への出荷拡大を促進します。また、木質バイオマスエネルギー利用の取り組みについては、未利用間伐材・林地残材等の森林資源を地域内で持続的に活用していくため、木質バイオマスエネルギーの安定的な利活用に向けた体制の整備を進めます。

■現状と課題

町内には取扱量年間 36,000 m³規模の木材共販市場が立地しており、木材の流通体制は整っているものの、市場を通さず近隣の合板工場に直接搬入されるものも増加傾向にあります。

また、近年住宅の新築着工戸数は激減しており、製材品の地域内需要は限界に達していることもあり地域外への販路拡大を迫られています。本町の製材工場はいずれも規模は小さく単独で対応していくには厳しい状況です。そのなか、町内製材所の連携強化に向けた検討も進められています。

その一方で、県及び町は木材利用促進の基本方針及び行動計画を策定し、公共施設等での木材利用を推進しており、住宅等の民間施設・公共建築物等の地域内需要に対して、木材製品を安定的に供給する体制を整備することが課題となっています。

木質バイオマス資源の利用については、町内のチップ工場で江津市のバイオマス発電所へ供給するため年間 10,000 t を超えるチップを製造しています。また、町内温泉施設の薪ボイラーの導入や一般家庭向けの薪ストーブなどの普及が進んでおり、燃料となる薪の需要も今後高まっていくことが見込まれます。今後安定的に供給が行われるためのしくみづくりを検討していく必要があります。

■取組方針

○事業規模の拡大

製材所間で分業・連携を図り、大規模・多様な需要に対応できる体制の整備を促進します。

○高品質・高付加価値製品の生産に向けた木材加工体制の整備

高品質・高付加価値製品を製造するための施設を整備するとともに、乾燥・JASなどに対応した人材の確保・育成を図ります。また、新たな木材製品の開発等を通じて木材の付加価値を高める取り組みを進めます。

○地域内需要に向けた地域産木材製品の安定供給

木材の利用促進に関する基本方針に基づき、公共建築物における地域産木材の利用を推進するとともに、民間住宅・非住宅においても地域産木材の利用を進めます。

○地域産材の流通の円滑化

製材工場等の原木需要情報と林業事業者の原木供給情報を効率的に共有する仕組みの構築や、原木の増産、流通の多様化に対応した原木市場の仕分け機能の強化、トレーサビリティなど原木管理の効率化に向けた取組を推進します。また、新たな流通構造に対応したICT技術等を活用した原木生産機器の導入を促進し、川上から川下までの円滑な木材流通構造の構築と、流通の各段階における効率化・低コスト化の取組を推進します。

○木質バイオマスエネルギーの利用促進に向けた体制の整備

未利用間伐材・林地残材等の森林資源の利用促進に向け、資源となる原木等の安定的な調達とチップや薪などを製造し供給するための体制整備を促進します。林業事業者を主体に、コスト面で採算のとれるようにするため用材生産とあわせた効率的な生産体制の検討

を進め、持続的に供給ができるよう取り組みます。併せて、自伐林家や地域住民などから薪の原木を収集するしくみを整備し、資源の地域循環や地域経済の活性化に繋がる取り組みを進めます。

6 その他の事項

(1) 森林経営管理制度（新たな森林管理システム）の推進

林業の成長産業化と森林資材の適切な管理の両立を図るため、平成30年5月に「森林経営管理法」が成立し、平成31年4月から、「森林経営管理制度（新たな森林管理システム）」がスタートしました。

「森林経営管理法」では、

- ①森林所有者に適切な経営管理を促すため、経営管理の責務を明確化するとともに
- ②森林所有者が自ら経営管理を行うことができない場合に、市町村が経営管理の委託を受け、森林経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に再委託
- ③再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については市町村自らが管理することとされています。

循環型林業の本格稼働に向けた取り組みの中、原木生産量は大幅に増加するなど、町内の林業・木材産業の活力は着実に上向いています。一方で依然として原木需要量は供給量を大きく上回っており、需要量に対する資源量も十分に存在するなど、循環型林業の規模拡大に向けた、施業地の集約化や原木の更なる増産が必要であり、この制度を効果的に活用し、成熟した森林資源を循環型林業の枠組みに取り組み込むことが必要です。

■取組方針

新たな森林管理システムに関する地域協議会等での検討も踏まえ戦略的な森林の経営管理の方法を決定することが必要です。適切な森林の経営管理が実施できるよう、県や関係機関と連携して意欲と能力のある事業者の育成・強化を図るとともに、森林所有者への意向調査などを計画的に実施するなど循環型林業の実現に向けた取り組みを進めます。

(2) 森林資源の保全・活用に向けた普及啓発

森林は町民全体の財産であるとの認識に立ち、荒廃した森林を再生させ、水を育む緑豊かな森を町民全体で支え、次の世代に引き継いでいきます。

■現状と課題

森林所有者の高齢化・不在村化の進行により、山離れが進むとともに森林資源の管理に対する意識が低下しています。そのため森林の手入れがされず、荒廃が進み災害に対して脆弱な森林が増加しています。

また、森林資源の保全・活用に関わる継続的な情報発信の場がなく、森林を所有していない町民も含めた森林環境や木材産業への意識の醸成が進まず、消費や各取り組みへつながりにくい状況です。

■取組方針

「みーもの森づくり事業」など住民参加の森林活動や森林活用に関するイベントの開催やモデル林を人目につく場所で整備する等、常に情報発信し続けることで森林に対する関心を高めるよう取り組みを進めます。

また、木育事業を通じた多角的な情報発信を進めることで、森林所有者だけでなく、森林を所有していない町民も含め、知識の向上、取り組みへの参加意識の醸成を図ります。

(3) 森林の保護に関する事項

ア. 森林病虫害等の被害対策の方針

森林病虫害等による被害の早期発見及び早期駆除に努め、継続的に発生している松くい虫被害、ナラ枯れ被害は次の対策を進めます。

①松くい虫被害対策

現存する松林を保全しなければ、公益的機能が発揮できない森林については、引き続き予防と駆除を組み合わせた効果的な被害対策を進めます。

また、他の樹種へ転換が可能な松林については、資源の有効活用と感染源除去の2つの観点から速やかに伐採し、他の樹種での再生を進めます。

さらに、「島根県松枯れ森林再生指針」において、早期に再生すべき森林の選定基準を定め、主な植栽樹種、植栽本数、保育方法等について示しており、これにより被害跡地の再生を進めます。

○早期に再生が必要なマツ林の選定基準

区 分	選 定 基 準		
	指 定 地 域	植 生 状 況	
		① 植 被 率 等	② 対 象 高 木 の 割 合
山地マツ林	山地災害危険地区	土砂流出防止効果	土砂崩壊防止効果
		樹冠密度 50%以下 または土壌浸食が発生	対象高木割合 50%以下

②ナラ枯れ被害対策

重点的に保全すべき森林については、被害の早期発見に努め、被害木の確実な処理を進めます。また、被害に遭いにくい若い林分に更新し、被害発生を抑制します。

対策等の実施に際しては、関係機関と連携を図りながら進めます。

イ. 鳥獣による森林被害対策の方針

①鳥獣害防止森林区域の設定等

○鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針

- ・区域の設定の基準

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）に基づき、ニホンジカ等の対象鳥獣による被害のある森林及び被害発生のおそれのある森林を対象の基本とし、生息状況や地域の実情に応じて鳥獣害防止森林区域を設定します。

- ・鳥獣害の防止の方法に関する方針

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成が図られるよう、生息状況など地域の実情に応じて被害防止に効果的な方法により、植栽木の保護措置（立木の剥皮被害や植栽木の食害等を防止するための防護柵や枝条巻等）または捕獲等による鳥獣害防止対策を講じます。

その際、関係行政機関等と連携した対策を推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整に努めます。

○その他必要な事項

現地調査や各種会議、区域内で森林施業を行う林業事業者や森林所有者等からの情報収集等を必要に応じて行い、鳥獣害の防止の方法の実施状況を確認します。

②その他

対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域外の対象鳥獣による森林被害については、生息数調査や被害木調査などにより生息状況及び被害状況を把握し、被害が拡大した場合は速やかに対策が講じられるよう注視します。

IV 森林計画制度の運用上定める事項

1 森林機能に応じた機能別森林に関する事項

(1) 森林の有する機能と望ましい姿

森林の有する機能別に、その役割と望ましい姿を示しています。

①木材生産機能を有する森林

機能区分	森林機能の役割
木材生産の生産機能の維持増進を図るための施業を推進すべき森林 (略称：木材等生産機能維持増進森林)	<ul style="list-style-type: none"> ・木材等森林で生産される資源を持続的に生産する働き <hr/> 【望ましい森林の状態】 <ul style="list-style-type: none"> ・林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用可能な樹木により構成され、林道等の生産基盤が充実した森林や、架線などを活用し、木材生産が実行可能な森林

②公益的機能を有する森林

機能区分	森林機能の役割
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (略称：水源涵養機能維持増進森林)	<ul style="list-style-type: none"> ・土壌への降水や融雪水の浸透を促進することなどにより、ピーク流量を低減して洪水を調整するとともに、渇水を緩和する働き <hr/> 【望ましい森林の姿】 <ul style="list-style-type: none"> ・下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄えるすき間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (略称：山地災害防止土壌保全機能維持増進森林)	<ul style="list-style-type: none"> ・自然現象等による土砂の崩壊、流出等を抑制することにより、山地の荒廃を防ぎ、山地災害の発生を防ぐ働き <hr/> 【望ましい森林の状態】 <ul style="list-style-type: none"> ・下層植生が生育するための空間が確保され適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (略称：快適環境形成機能維持増進森林)	<ul style="list-style-type: none"> ・強風、飛砂、騒音等の森林以外で発生する要因による生活環境の悪化を防止するとともに、気温、湿度などを調整し、快適な生活環境を保全・形成する働き <hr/> 【望ましい森林の状態】 <ul style="list-style-type: none"> ・樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮へい能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (略称：保健文化機能維持増進森林)	<ul style="list-style-type: none"> ・文化的、教育的、保健休養的な様々な活動のための場の提供、感銘を与える優れた自然景観の維持・増進に寄与する働き並びに原生的な環境の保護、多様な動植物の生息環境の保存等を通じて、森林生態系を構成する生物を保全するとともに学術の振興に寄与する働き <hr/> 【望ましい森林の状態】 <ul style="list-style-type: none"> ・身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であり、必要に応じて保健・文化・教育的活動に適した施設が整備されている森林 ・原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林 ・史跡、名勝等と一体となり、うるおいのある自然環境や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林

(2) 機能別施業森林を指定する際の対象とする森林の区域と森林施業の標準的な方法

機能別施業森林を指定する際は、下表を参考にして行うこととします。

森林の区域（機能別森林）		対象とする森林
	木材等生産機能維持増進森林	<ul style="list-style-type: none"> ・木材生産を重視し、積極的に森林経営を行う森林 ・公益的機能別施業森林との重複可
	特に効率的な施業が可能な森林の区域	<ul style="list-style-type: none"> ・木材等生産機能維持増進森林のうち、人工林を中心とした林分で、林地生産力が高く、比較的傾斜が緩やかであり、林道等や集落からの距離が近い森林（循環型林業拠点団地 など） （ただし、災害の発生する恐れのある森林を除く）
公益的機能別施業森林	水源涵養機能維持増進森林	<ul style="list-style-type: none"> ・保安林（水源かん養・干害防備） ・自然公園 ・その他 など
	山地災害防止・土壌保全機能維持増進森林	<ul style="list-style-type: none"> ・保安林（土砂流出防備・土砂崩壊防備・落石防止・なだれ防止・防雪） ・山地災害危険地 など
	快適環境形成機能維持増進森林	<ul style="list-style-type: none"> ・保安林（飛砂防備・防風・魚つき） など
	保健文化機能維持増進森林	<ul style="list-style-type: none"> ・保安林（保健・風致） ・自然公園 ・自然環境保全地域 など

(3) 機能別森林ごとの標準的な森林施業の方法

指定された森林の区域内では、森林経営計画を作成する際に下表のとおり特定された方法で森林施業を行うことが認定要件の1つになるほか、税制上の優遇措置や制度資金の活用、補助事業の要件になる場合があります。

機能別森林の名称	特定される森林施業の標準的な方法	
木材等生産機能維持増進森林	<ul style="list-style-type: none"> ○通常伐期（標準伐期齢） ・皆伐は20ha以下 ※計画的な主伐と植栽による確実な更新に努めること 	
特に効率的な施業が可能な森林の区域	<ul style="list-style-type: none"> ○通常伐期（標準伐期齢） ・皆伐は20ha以下 ※当該区域では人工林の皆伐後は原則植栽とする 	
公益的機能別施業森林	水源涵養機能維持増進森林	<ul style="list-style-type: none"> ○伐期の延長（標準伐期齢+10年）以上 ・皆伐は20ha以下 又は、 ○複層林施業や長伐期施業 ※長伐期施業を推進すべき森林における皆伐については伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ること
	山地災害防止・土壌保全機能維持増進森林	<ul style="list-style-type: none"> ○長伐期施業 ・伐期は標準伐期齢×2以上 ・皆伐は20ha以下
	快適環境形成機能維持増進森林	<ul style="list-style-type: none"> 又は、 ○複層林施業（伐採率70%以下） ・維持材積5割以上
	保健文化機能維持増進森林	<ul style="list-style-type: none"> 又は、 ○複層林施業（択伐） ・択伐率30%以下 ・維持材積7割以上 ※長伐期施業を推進すべき森林における皆伐については伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ること

(4) 機能別森林の所在

森林計画図により、別途図示する。なお、特に効率的な施業が可能な森林の区域については下表のとおり定める。

○特に効率的な施業が可能な森林の区域

旧町村名	林班番号
羽須美	該当なし
瑞穂	該当なし
石見	該当なし

2 間伐の推進に関する事項

(1) 間伐を実施する必要があると認められる森林

Vの第3の1に定める間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に照らし、間伐の実施が遅れており、計画期間内において実施する必要があると認められる森林については、所在を明らかにした資料を作成し、間伐の推進を図ります。

ただし、森林施業計画、森林経営計画が樹立されている森林については、それらの計画において間伐の実施計画を掲載することとします。

3 伐採の中止又は造林の命令に関する事項

森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令を行う際の基準については、次のとおりとします。

(1) 伐採後の更新に係る対象樹種

Vの第2の1、2に定める対象樹種であること。

(2) 伐採後の更新に係る立木の本数

「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」を除き、森林の伐採跡地における植栽本数は、Vの第2の1、2に定める本数であること。

4 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の作成に当たり、次に掲げる事項に留意し適切に計画することとします。

ア 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽。

イ 森林機能に応じた区域指定と標準的な森林施業の方法

ウ 森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項、及び共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ 森林病虫害の駆除又は予防その他森林の保護に関する事項

(2) 森林法施行規則第33条第1項第1号ロの規定に基づく区域

森林法施行規則第33条第1項第1号ロの規定に基づく区域は、路網の整備状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められるものとして定めるものであることから、大規模な尾根筋や河川等の地形、人工林等の森林資源の状況、公道も含めた路網の整備の状況及び森林の所有・管理形態の状況を踏まえ、造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体化して効率的に行うことができるまとまりのある森林の範囲について、隣接する10～30個の林班の規模を目安として、地域の実情を総合的に勘案して定めるものとする。

旧町村名	図面番号	区域名	林班番号	区域面積 (ha)
羽須美	1	羽須美①	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 19, 20, 21, 22, 23, 24, 25, 26, 27, 28, 49, 50, 51, 52, 53, 54, 55, 56, 57, 58, 59, 60	1, 855
	2	羽須美②	14, 15, 16, 17, 18, 29, 30, 31, 32, 33, 34, 35, 36, 37, 38, 39, 40, 41, 42, 43, 44, 45	1, 152
	3	羽須美③	46, 47, 48, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 68, 69, 70, 85, 86, 87, 88, 89, 90, 91, 92	1, 319
	4	羽須美④	93, 94, 95, 96, 97, 98, 99, 100, 101, 102, 103, 104, 105, 106, 107, 108, 109	1, 071
	5	羽須美⑤	71, 72, 73, 74, 75, 76, 77, 78, 79, 80, 81, 82, 83, 84	908
瑞 穂	1	瑞穂①	201, 202, 203, 204, 205, 206, 207, 208, 209, 210, 211, 212, 232	830
	2	瑞穂②	213, 214, 215, 216, 217, 218, 219, 220, 221, 222, 223, 224, 225, 226, 227, 228, 229, 230, 231	1, 095
	3	瑞穂③	233, 234, 235, 236, 271, 272, 273, 274, 275, 276, 277, 278, 279, 280, 281, 282, 283, 284, 285, 286, 287, 288, 289, 290, 291, 292, 293, 294, 295, 296, 297, 298, 299, 300	2, 267
	4	瑞穂④	237, 238, 239, 240, 241, 242, 243, 244, 245, 246, 247, 248, 249, 250, 251, 252, 253, 254, 255	987
	5	瑞穂⑤	256, 257, 258, 259, 260, 261, 262, 263, 264, 265	616
	6	瑞穂⑥	266, 267, 268, 269, 270, 301, 339, 340, 341, 342, 343, 344, 345, 346, 347, 348, 349, 350, 351, 352, 353, 354, 355, 356, 357, 358, 359, 360, 361, 362, 363, 364, 409, 410, 411, 412	2, 863
	7	瑞穂⑦	302, 303, 304, 305, 306, 307, 308, 309, 310, 311, 312, 313, 314, 315, 316, 317, 318, 319, 320, 321, 322, 323, 324, 325, 326, 327, 328, 329, 330, 331, 332, 333, 334, 335, 336, 337, 338	2, 079
	8	瑞穂⑧	386, 387, 388, 389, 390, 391, 392, 393, 394, 395, 396, 397, 398, 399, 400, 401, 402, 403, 404, 405, 406, 407, 408	2, 440
	9	瑞穂⑨	365, 366, 367, 368, 369, 370, 371, 372, 373, 374, 375, 376, 377, 378, 379, 380, 381, 382, 383, 384, 385	1, 771
	10	瑞穂⑩	413, 414, 415, 416, 417, 418, 419, 420, 421, 422, 423, 424, 425, 426, 427, 428, 429, 430, 431, 432, 433, 434, 435, 436, 437, 438, 439, 440, 441, 442	2, 833
石 見	1	石見①	501, 502, 503, 504, 505, 506, 507, 508, 509, 510, 511, 512, 513, 521, 514, 516, 517, 518, 519, 520, 522, 523, 515,	1, 521
	2	石見②	531, 532, 533, 534, 538, 539, 540, 535, 536, 537, 541, 542, 543, 544, 545, 546, 524, 525, 526, 527, 528, 529, 530, 547,	1, 911
	3	石見③	548, 549, 550, 551, 552, 553, 554, 555, 558, 571, 573, 556, 557, 559, 560, 561, 562, 563, 564, 565, 569, 566, 567, 568, 570, 572,	2, 020
	4	石見④	574, 575, 576, 577, 578, 579, 580, 581, 582, 583, 584, 585, 586, 587, 588, 589, 590, 591, 595, 601, 592, 593, 594, 596, 597, 598, 599, 600, 602, 603, 604, 605, 606, 607, 608, 609,	2, 233
	5	石見⑤	610, 611, 612, 613, 614, 615, 616, 617, 620, 623, 627, 638, 640, 618, 619, 621, 622, 624, 625, 626, 628, 629, 630, 631, 632, 633, 636, 637, 639, 641, 642, 643, 645, 646, 649, 650, 634, 635, 644, 647, 648, 651	3, 397

* 区域計画については谷尾根等の物理的要因、公道を含む林道等路網整備状況、木材生産団地及び循環型林業拠点団地の設定状況等を勘案し定めた。

5 その他

保安林その他法令により施業について制限を受けている森林においては、当該制限に従って施業を実施することとします。

V 森林整備・木材生産を行う際の技術的基準・指針等

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項

1 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

地域森林計画に定める立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針に基づき、森林の有する多面的な機能の維持増進を図るため、立地条件、地域における既往の施業体系、樹種の特長、木材需要構造、森林の構成等を勘案して、立木の伐採（主伐）の標準的な方法を定めることとする。

- ①木材等生産機能維持増進森林においては、皆伐を中心とした伐採方法とする。
- ②自然条件及び公益的機能確保の必要性を踏まえ、1箇所あたりの伐採面積は、次期生産のための適正な規模であり、かつ更新が確実に行われる規模とする。
- ③伐採は、予め伐採後の更新を計画して行うものとする。
 - ・天然更新を行う場合は、更新を確保するための伐採地の形状、母樹の保存等に配慮し、必要に応じて保護樹林帯を設置する。
 - ・人工造林を行う場合は、伐採者と造林者が連携した取組のもと全木集材を行うなど伐採後に行われる地拵え、植栽に配慮したものとする。
- ④主伐時期は、地域の森林構成等を踏まえ、公益的機能の発揮との調和に配慮しつつ、用途に応じた適正な林齢での伐採に努める。

人工林の生産目標ごとの主伐時期は、下表を目安として定める。

単位 径級：(cm)

地域	樹種	標準的な施業体系による		伐採時期 (間伐を含む)
		生産目標	期待径級(cm)	
全域	スギ	製材用（一般建築）	22	40年～
		製材用（大径造作）	32	80年～
		合板用	20	35年～
	ヒノキ	製材用	22	45年～
	コウヨウザン	合板用	20	21年～
	マツ	製材用	22	40年～
		チップ用	19	35年～
	クヌギ	シイタケ原木	12	15年～
広葉樹	チップ用	15	25年～	

主伐で択伐を選択する場合は、森林生産力の増進が図られる適正な林分構造に誘導するよう、一定の立木材積を維持するものとし、材積に係る伐採率が30%以下（伐採後の造林が人工造林による場合は40%以下）で実施するものとする。

伐採及び集材にあたっては、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法で行うものとする。

2 立木の標準伐期齢に関する指針

標準伐期齢については、地域森林計画に定める指針に基づき、主要樹種について、平均生長量が最大となる下表の林齢を基準とし、森林の有する公益的機能、平均伐採林齢及び森林の構成を勘案して定めることとする。

なお、標準伐期齢は、その林齢に達した時点での森林の伐採を義務付けるものではない。主要樹種の標準伐期齢については、下表のとおり定める。

単位：年

地 域	樹 種						
	ヒノキ	スギ	コヨウザン	アカマツ クロマツ	その他 針葉樹	クヌギ	その他 広葉樹
全 域	45	40	25	35	45	15	25

3 皆伐後の更新に関する指針

スギ、ヒノキ等の針葉樹林を皆伐する場合は人工造林を基本とし、更新が確実な森林に限り天然更新を行うこととする。

マツ、広葉樹を皆伐する場合は、萌芽更新又は天然下種更新が確実な森林に限り天然更新を行うこととし、条件に応じて人工造林を行うこととする。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する指針

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材生産等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林について行うこととする。また、「伐採者と造林者の連携による伐採と再造林等のガイドライン」及び「新たな再造林の手引き」により、伐採前から伐採者と造林者が連携して造林の計画を作成し、確実な更新と低コスト再造林を行うこととする。

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林を行う際の樹種の選定については、地域森林計画に定める樹種に関する指針に基づき、適地適木を基本として、地域の自然条件、各樹種の特質、木材の需要動向、将来の用途等を勘案したうえで、樹種を定めることとします。林業経営サイクルの短期化を図ることが可能な早生樹については、植栽を推進していくこととする。

また、健全で多様な森林づくりを図る観点から、可能な範囲内で郷土樹種を含め幅広い樹種の選択についても考慮していく。

苗木については、成長が良く、材質に優れた特定母樹の種穂から育成される苗木や、花粉発生源対策に取り組むため小花粉スギ等の花粉の少ない苗木の導入に努める。

なお、定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及員又は邑南町林業担当課とも相談の上、適切な樹種を選択することとする。

○人工造林の対象森林

区 分	樹 種 名	備 考
人工造林の対象樹種	(針葉樹)スギ・ヒノキ・アカマツ (広葉樹)クヌギ・ヤマグリ・ケヤキ・ヤマザクラ	

(2) 人工造林の標準的な方法

「新たな再造林の手引き」による低コスト型施業（一貫作業＋低密度植栽）を推進し、確実に伐採後の更新を図っていく。

①植栽本数

主要樹種について下表の植栽本数を基準とし、地理的条件や森林所有者の意向を勘案して定めることとする。

(低コスト型施業1) 用途→ 主に製材、合板

植栽樹種	育林手法	植栽本数 (本/ha)	前生樹
スギ	全面下刈4回、除伐1~2回、間伐2回	2,000本	人工林 天然林
ヒノキ	全面下刈4回、除伐1~2回、間伐2回	2,000本	人工林 天然林

(低コスト型施業2) 用途→ スギ…主に合板 広葉樹…主にチップ

植栽樹種	育林手法	植栽本数 (本/ha)	前生樹
スギ	部分下刈3回、全面下刈1回、 除伐1回、間伐0回	1,000本	人工林 天然林
広葉樹	部分下刈3回、除伐0回、間伐0回	1,000本	人工林
		1,000本 (植栽本数+天然更新)	天然林

(従来型施業) 用途… 主に製材

植栽樹種	育林手法	植栽本数 (本/ha)
スギ	全面下刈5回、除伐1回、間伐3回	3,000本程度
ヒノキ	全面下刈5回、除伐1回、間伐3回	3,000本程度
マツ	全面下刈5回、除伐1回、間伐4回	3,000本程度
クヌギ等広葉樹	全面下刈5回、除伐1回、間伐0回	3,000本程度

樹下植栽本数については、上層木の成立本数を勘案して決定しますが、基準をおよそ1,000~2,000本/haとし、また、下層木の生育のため林内の相対照度を30~50%以上確保することとする。

②地拵え

伐採者と造林者が連携して、伐採と地拵え(植栽)を同時進行または連続して行う一貫作業の導入を推進していく。

伐採木、枝条等が植栽やその後の保育作業の支障とならないように整理し、林地の保全に配慮する必要がある場合は、筋置きとするなどの点を留意するものとする。

なお、複層林造成時には、上層木の最終間伐時に、雑草灌木類を伐倒整理して地拵えを行う。

③植栽

気象、地形、地質、土壌等の自然条件等を考慮し、植栽樹種、植栽方法を定めるとともに、秋植えを原則とするが、風衝地等への植栽は春植えとする。

路網等の条件が整った場所や伐採と地拵え(植栽)を一貫作業する場所は、通年植栽が可能なコンテナ苗の導入を推進していく。

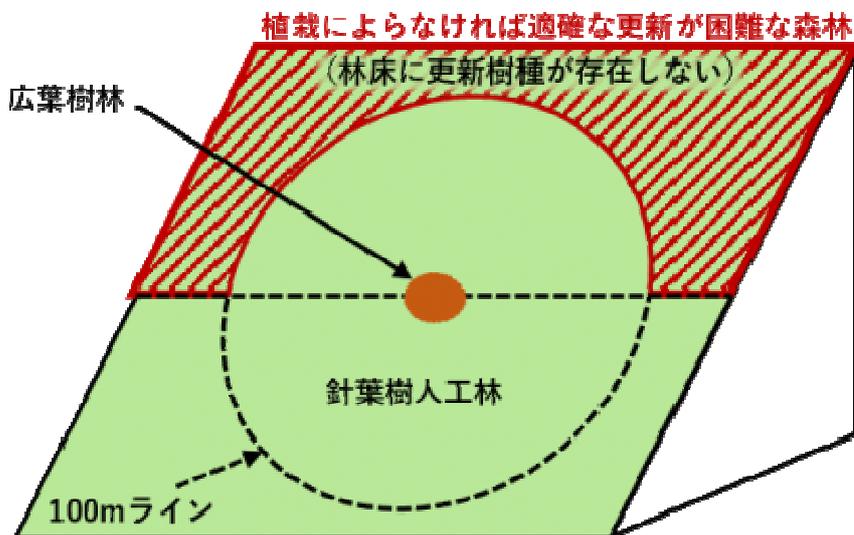
広葉樹植栽で特に土壌の劣悪な場所に植栽する場合には、ポット苗等による植栽を考慮することとする。

(3) 伐採跡地の更新すべき期間

森林資源の積極的な造成を図るとともに林地の荒廃を防止するために、地域の実情に

合わせ確実な更新を行うこととする。

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準は、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林とする（ただし、保健機能森林の区域内の森林であって森林保健施設の設置が見込まれるものは除く）。



なお、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定められている伐採跡地及びそれ以外の伐採跡地について、人工造林をすべき期間を次に定める。

区 分		期 間
植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定められている伐採跡地	皆伐	主伐として立木の伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年を経過する日までに造林を行うこと
	択伐	主伐として立木の伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を経過する日までに造林を行うこと
植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定められている森林以外の伐採跡地		「主伐として立木の伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年後までに適確な更新がなされない場合」は、その後2年以内に造林を行うこと

2 天然更新に関する指針

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において、立木の伐採後、天然力の活用により森林再生を図る場合の指針を定める。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種については、地域森林計画に定める天然更新の対象樹種に関する指針に基づき、下表のとおり定める。

○天然更新の対象樹種

区 分	樹 種 名	備 考
天然更新の対象樹種	(針葉樹)スギ・ヒノキ・アカマツ・クロマツ等 (広葉樹)ブナ・ナラ類等 その他県内に自生する広葉樹 ※モウソウチクなどの竹類は除く	いずれも将来中高木となりうる樹種であること

(2) 天然更新の標準的な方法

萌芽更新を行う場合、伐採をできるだけ低く行い、発生した萌芽の優劣が明らかとなる3～5年目頃に1株3～4本を目安に整理を行う。また、優秀な目的樹種が少ない場合には苗木の植え込みを行う。

天然下種による更新の場合、ササ等により更新が阻害されている箇所については、刈り出し、地表のかき起こし枝条整理等の処理によって稚樹の定着を促進する。また、更新の不十分な箇所には植え込みを行う。

これらにより一定期間内での確実な更新を図るとともに、状況を確認し、更新が確認されない場合は人工造林による更新を図るものとする。

(天然更新) 用途→ チップ

更新樹種	更新方法	植栽本数(本/ha)	前生樹
広葉樹	萌芽または天然下種	—	天然林

(3) 天然更新の完了基準

①更新完了とみなす後継樹の状況

項目	天然更新の完了基準
樹高	30cm以上かつ草丈以上
密度	更新すべき立木の本数 少なくとも1haあたり1,000本以上 期待成立本数(3,000本/ha)の3/10程度
その他	ササ類や草本類の繁茂等により更新を阻害されるおそれがないこと

②更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、立木の伐採が完了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年後までに適確な更新を図るものとする。

③更新の確認方法

原則として現地での標準地(水平距離10m×10m)調査を実施することとする。

天然更新対象地面積	標準地の数
1.0ha未満	1箇所以上
1.0ha以上	2箇所以上

第3 間伐及び保育に関する事項

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

地域森林計画で定める間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針に基づき、立木の生育促進並びに林分の利用価値の向上を図るため、地域において実施されている間伐の方法と照らして下表に示す方法を参考に、立木の競合状況等に応じた間伐の開始時期、繰り返し期間、間伐率、間伐木の選定方法その他必要事項を定めることとする。

また、「新たな再生林の手引き」による低コスト型施業(一貫作業+低密度植栽)を導入する場合は、間伐回数等が減少することにより省力化を図ることが可能となる。

低コスト型施業による体系

樹種	施業体系	標準的な林齢（年）			
		初回	2回目	3回目	4回目
スギ	植栽本数 2,000 本/ha 仕立本数 900 本/ha	18～33	27～48		
ヒノキ	植栽本数 2,000 本/ha 仕立本数 800 本/ha	22～34	29～45		

従来型施業による体系

樹種	施業体系	標準的な林齢（年）			
		初回	2回目	3回目	4回目
スギ	植栽本数 3,000 本/ha 仕立本数 900 本/ha	12～24	19～33	29～50	
ヒノキ	植栽本数 3,000 本/ha 仕立本数 800 本/ha	16～25	22～33	30～44	
アカマツ クロマツ	植栽本数 3,000 本/ha 仕立本数 400 本/ha	9～18	16～35	24～55	33～47

○間伐の方法

- ・「島根県人工林収穫予想表」を参考に間伐量を決定する。
- ・間伐木の選木にあたって、初回間伐では、
 - ①有害な木（重要な病虫害被害等）
 - ②欠陥の多い木（曲がり木、損傷木等）
 - ③特異な木（あばれ木等）を中心に選木する
- ・2回目間伐以降は、収入が得られるよう選木する。
- ・間伐を実施する間隔については、
 - ①標準伐期齢未満：3 齢級以上を対象とし、15 年に 1 回以上間伐を実施
 - ②標準伐期齢以上：林冠が閉鎖するなど、間伐が必要と認められる場合には、立木の成長力に留意して間伐を行う。
- ・間伐本数率はおおむね 30%を目安とする。
- ・材積に係る伐採率は 35%以下であり、かつ、伐採年度の翌年度の初日から起算して概ね 5 年後において樹冠疎密度が 10 分の 8 以上に回復することが確実であると認められる範囲内とする

なお、高性能林業機械により間伐を行う場合は、伐採の形状を列状にし、効率的な搬出を目指すこととする。この際、伐採後の風害、雪害等を十分考慮し、伐採列幅・伐採率を決定する。

2 保育の標準的な方法に関する指針

森林の立木の育成の促進及び林分の健全化を図るため次表に示す内容を参考に植栽木の生育状況を勘案し、時期、回数、作業方法その他必要な事項を定めるものとする。

また、「新たな再生林の手引き」による低コスト型施業（一貫作業＋低密度植栽）を導入する場合は、下刈回数等が減少することにより省力化を図ることが可能となる。

低コスト型施業1 (2,000本/ha植栽) による体系

保育の 種類	樹種	実施林齢・時期														
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
下刈	スギ (秋植) (春植)			○	○	○	○									
	ヒノキ (秋植) (春植)		○	○	○	○	○	(○)								
	マツ (秋植) (春植)		○	○	○	○	○									
	備考	<ul style="list-style-type: none"> ・局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じて適切な時期及び作業方法により行うものとする。 ・終期は目的樹種の生育状況、植生の種類及び植生高により判断することとする。 														
つる 切り	スギ ヒノキ マツ							(○)		(○)			(○)			
	備考	<ul style="list-style-type: none"> ・下刈り終了後、林分が閉鎖するまでの間で、つるの繁茂状況に応じて行うこととする。 ・()は状況によって実施しない場合がある。 														
枝打ち	スギ ヒノキ														○	○
	備考	<ul style="list-style-type: none"> ・経営の目的、樹種の特長、地位[*]、地利[*]等を考慮して行うものとする。 														
除伐		6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
	スギ						1～2回									
	ヒノキ						1～2回									
	マツ						1～2回									
	備考	<ul style="list-style-type: none"> ・下刈り終了後間伐を行うまでの間に行い、目的外樹種であってもその生育状況、公益的機能の発揮及び将来の利用価値を勘案し、有用なものは保存し育成することとする。 														

低コスト型施業2 (1,000本/ha植栽) による体系

保育の 種類	樹種	実施林齢・時期														
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
下刈	スギ [人伐跡] [天伐跡] (秋植) (春植)															
	広葉樹 (秋植) (春植)		△	△	△	△	○									
	備考	<ul style="list-style-type: none"> ・△…部分下刈 ○…全面下刈を示す。 														
除伐	スギ [人伐跡] [天伐跡] 広葉樹														○	○
		実施しない														

注) つる切り、枝打ちについては必要に応じて実施する。

従来型施業による体系

保育の 種 類	樹 種	実施すべき標準的な林齢及び回数														
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
下刈	スギ (秋植)		○	○	○	○	○									
	(春植)	○	○	○	○	○										
	ヒノキ (秋植)		○	○	○	○	○	(○)								
	(春植)	○	○	○	○	○										
	マツ (秋植)		○	○	○	○										
	(春植)	○	○	○	○	○										
	備 考	<ul style="list-style-type: none"> ・局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じて適切な時期及び方法により行う。 ・終期は目的樹種の生育状況、植生の種類及び植生高により判断する。 														
つる 切り	スギ							(○)		(○)						
	ヒノキ							(○)		(○)			(○)			
	マツ								(○)		(○)					
	備 考	<ul style="list-style-type: none"> ・下刈終了後、林分が閉鎖するまでの間で、つるの繁茂状況に応じて行う。 ・（ ）は状況によって実施しない場合がある。 														
枝打ち	スギ														○	
	ヒノキ														○	
	備 考	<ul style="list-style-type: none"> ・経営の目的、樹種の特性、地位[※]及び地利[※]等を考慮して行う。 ・（ ）は裾枝払いとする。 														
除伐	スギ														○	
	ヒノキ														○	
	マツ														○	
	備 考	<ul style="list-style-type: none"> ・下刈終了後間伐を行うまでの間に行い、目的外樹種であってもその生育状況、公益的機能の発揮及び将来の利用価値を勘案し、有益なものは保存し育成することとする。 														

地位[※]：林地の材積生産力を示す指数で、気候、地勢、土壌条件等の地況因子が総合化されたもの。一般に1から5の5段階で区分し、数字が小さいほど材積成長量及び上長生長量が大きく地位が高いこととなる。

地利[※]：林地が木材の搬出等に関して経済的位置の有利な程度を示すもので、林道等自動車道路までの距離でランク付けしている。

第4 早生樹に関する事項

多様な森林資源の造成のため、人工造林に関する指針に加え早生樹の施業モデルを示す。早生樹は水分、養分、陽光の要求度が高いことを考慮して植栽地を決定するものとする。また、短伐期で繰り返し収穫を行うため、スギやヒノキに比べて道に近い場所を選定するものとする。

1 代表的な早生樹の施業モデル

(1) コウヨウザン

スギの植栽に適するような、土壌が深く、湿潤な土地に植栽するものとする。

ただし、コウヨウザンは風害に弱いとされており、風が集まるような場所は避けるものとする。

①造林の標準的な方法

用途→ 主に合板、チップ

育林手法	植栽本数 (本/ha)
全面下刈 3回、除伐 1回、間伐 1回	1,500 本程度

②間伐を実施すべき標準的な林齢・間伐の標準的な方法

施業体系	標準的な林齢 (年)
植栽本数 1,500 本/ha 仕立本数 900 本/ha	17~22

③保育の標準的な方法

保育の種類		実施林齢・時期														
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
下刈	秋植		○	○	○											
	春植	○	○	○												
除伐								○								

注) つる切り、枝打ちについては必要に応じて実施する。

(2) センダン

谷部や斜面下部、平地に植栽するものとする。特に通直な材を収穫する場合は芽かきを行う必要があることから、作業の容易な平地での植栽を考慮するものとする。

ただし、センダンは凍害に弱いとされており、高標高地での植栽は避けるものとする。

①造林の標準的な方法

用途→ 主に家具材、チップ

育林手法	植栽本数 (本/ha)
部分下刈 1回、全面下刈 1回 芽かき 5回、間伐 2回	400 本程度

注) 植栽本数が少ないため、必要に応じた補植の実施やその後の適切な保育管理を前提とする。

②間伐を実施すべき標準的な林齢・間伐の標準的な方法

施業体系	標準的な林齢 (年)	
	初回	2回目
植栽本数 400 本/ha 仕立本数 70 本/ha	5~6	8~9

③保育の標準的な方法

保育の種類		実施林齢・時期														
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
下刈 芽かき	秋植		△	○												
	春植	△	○													
	備考	・△…部分下刈 ○…全面下刈 を示す。 ・芽かきは、△…2回、○…3回 行う。														

注) 施肥、つる切りについては必要に応じて実施する。

第5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

1 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道等の開設に当たっては、自然条件や社会的条件が良く、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速化させるなど、木材生産や森林施業の優先順位に応じた整備を推進していく。

特に、開設が遅れている林業専用道の開設を推進し、公道や林道から林業専用道と森林作業道を組み合わせて効率的かつ低コストな木材生産を実現する。

2 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的考え方

地域森林計画を踏まえ、効率的な森林施業を推進するために、林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準を下表のとおり示す。

作業システムについては大きく3つに分類し、それぞれに応じた必要な路網密度を設定するとともに、活用する高性能林業機械や木材運搬車両なども考慮の上、整備する路網の規格等を選択することとする。

区分	作業システム	路網密度 (m/ha)		集約化した団地内での路網密度の目安
			基幹路網	
緩傾斜地 (0° ~15°)	車両系	175.0m/ha	42.5m/ha	70.0m/ha
	架線系	50.0m/ha	32.5m/ha	
	集材機系	10.0m/ha	10.0m/ha	
中傾斜地 (15° ~30°)	車両系	137.5m/ha	32.5m/ha	50.0m/ha
	架線系	50.0m/ha	32.5m/ha	
	集材機系	10.0m/ha	10.0m/ha	
急傾斜地 (30° ~35°)	車両系	105.0m/ha	20.0m/ha	20.0m/ha
	架線系	32.5m/ha	20.0m/ha	
	集材機系	10.0m/ha	10.0m/ha	
急峻値 (35° ~)	架線系	10.0m/ha	10.0m/ha	10.0m/ha
	集材機系	10.0m/ha	10.0m/ha	

注) 車両系作業システム：木材の木寄・集材を架線を張らずに車両系機械で実施
 架線系作業システム： // をスイングヤーダ等の機械を用いて実施
 集材機系作業システム： // を架線を張り集材機を用いて実施

3 路網の規格・構造についての基本的考え方

林業用路網を整備する際は、「林道規程」、「島根県林業専用道作設指針」、「島根県森林作業道作設指針」で定める規格・構造とする。

4 林産物の搬出方法等

(1) 林産物の搬出方法

「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整備第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、適切な搬出方法により行うものとする。

(2) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法

(1)の搬出方法を踏まえ、制限林以外の森林であって、地形、地質、土壌等の関係から判断して搬出方法を特定しなければ土砂の流出又は崩壊等を引き起こす恐れがあり、森林の更新に支障を生ずると認められる場合には、その森林の所在や搬出方法について

定めるものとする。

第6 林野火災の予防の方法及び火入れに関する事項

1 林野火災の予防方法に関する事項

林野火災等の森林被害を未然に防止するため、邑智郡森林組合をはじめ林業事業者、島根森林管理署邑智森林事務所、島根県西部農林水産振興センター県央事務所、江津邑智消防組合等と連携を図りながら注意啓発や森林巡視を適時適切に実施する。

2 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

火入れの目的が、森林法第21条第2項各号に掲げる目的に該当するときは、火入地の周囲の状況、防火の設備の計画、火入れ予定期間における気象状況の見通し等からみて、周囲に延焼のおそれがないと認められる場合行うこととする。

なお、詳細については、「邑南町火入れに関する条例平成16年10月1日条例第176号」によるものとする。

第7 森林の土地の保全に関する事項

1 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

森林の施業及び土地の形質の変更に当たって水資源の涵養、土砂の流出、崩壊防止上特に林地の保全に留意すべき森林を地形、地質、土壌、気象その他の条件を総合的に勘案し、必要に応じて定めるものとする。

2 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法

第5の4林産物の搬出方法等を踏まえ、制限林以外の森林であって、地形、地質、土壌等の自然条件から判断して搬出方法を特定しなければ、土砂の流出又は崩壊を引き起こすおそれがあり、林地の保全に支障が生ずると認められる場合、必要に応じ定めるものとする。

3 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

林地の保全に支障を及ぼさないよう、土石の切り取り、盛土その他の土地の形質の変更を行う場合には、実施する地区の選定を適切に行うこととする。

なお、太陽光発電施設の設置にあたり、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観に及ぼす影響が大きいことなどの特殊性を踏まえ、開発行為の許可基準の適正な運用を行うとともに、地域住民の理解を得る取組の実施などに配慮するものとする。

加えて、盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）に基づき、県知事等が指定する規制区域の森林の土地において、制度を適切に運用することとする。

VI その他必要な事項

参考資料・付属資料

- ・統計参考資料
- ・人工林・天然林分布図
- ・スギ・ヒノキ・マツ人工林齢級区分図
- ・区域計画図
- ・機能別森林分布図
- ・保安林等分布図